
遠軽地区広域組合ごみ焼却施設
長期包括的運営委託事業
入札説明書等に関する質問の回答
(第2回)

平成29年5月2日
遠軽地区広域組合

1 入札説明書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答案
1	27	別表3	—	—	リスク分担表	「第三者賠償」の具体的な規定が、事業契約書第65条という理解で宜しいでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりです。
2	27	別表3	—	—	リスク分担表	「周辺環境の保全」についての具体的な意味は、要求水準書第6章第2節(1)という理解で宜しいでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりです。
3	27	別表3	—	—	リスク分担表	「ごみ量変動」、「ごみ質変動」の事業者「△」の具体的な意味をご教示下さい。	計画ごみ質範囲等、一定の範囲内の変動においては、事業者が費用を負担するということを意味しています。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答案
1	4	第1章	第2節	3	基本性能	「要求水準書に示す基本性能とは、設備によって備え持つ施設としての機能であり、完成図書において保証され、引渡し時において確認される施設の性能である。」とありますが、ここでいう基本性能とは、ごみ処理量及び公害防止基準を満足するとの理解で宜しいでしょうか。	ごみ処理量及び公害防止基準を含みますが、これに限りません。
2	9	第1章	第3節	2	処理対象物(1) 表1.3.1	可燃性残渣（破碎選別）の搬入は、年間通じて日変動及び月変動無く定常的に搬入されることが前提と理解して宜しいでしょうか。 1ヶ月の場合、293t/年÷12ヶ月≒24.42t/月	お見込みのとおりです。
3	9	第1章	第3節	2	処理対象物(1) 表1.3.1	可燃性残渣（破碎選別）の計画処理量は、293t/年を越える量が発生した場合、維持管理上追加でかかる費用はお支払い頂けると理解して宜しいでしょうか。	本件事業は、ごみ量の変動は変動費により対応することとしています。但し、可燃性残渣の量が計画処理量から大幅に変動したときは、事業契約書第45条第7項に基づき処理されます。
4	10	第1章	第4節	3	要求水準記載事項	(3) 契約金額の変更において、「上記(1)及び(2)の場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。」とありますが、ごみ質が大きく違った場合、薬剤使用料が増加する可能性がありますので、協議によりお支払い頂けるという理解で宜しいでしょうか。	計画ごみ質を逸脱した場合は、事業契約書第45条第2項以下に基づき処理されます。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答案
5	17	第4章	第5節	—	搬入管理(2)、(3)	「事業者は、本件施設に搬入される廃棄物について処理不適物の混入防止に努めること。」と、「事業者は、直接搬入ごみに含まれる処理不適物の検査をプラットホーム内で実施し、その混入を防止すること。」が規定されており、処理不適物の混入防止が、努力義務なのかどうか、曖昧であるため、(3)第1文に混入防止は、(2)同様に混入防止に努めるという理解で宜しいでしょうか。	事業者には、善管注意義務を持って、本業務を実施していただく必要があります。(2)の「努める」とは「善管注意義務を尽くす」という趣旨であり、混入防止が単なる努力義務だということではありません。 なお、(3)の直接搬入ごみについては、ダンピングボックスにて受けた後にごみピットへの投入する等、事業者にて処理不適物が炉等へ投入されないよう直接コントロールすることが可能であるため(2)とは文言が若干異なりますが、いずれも単なる努力義務ではない点では同じです。

5 基本協定書(案) に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答案
1	1	第2条	第3項	—	基本的合意	「乙は、入札提出書類の一部が提示条件に合致しない場合には、提示条件の内容が優先すること及び入札提出書類の内容が提示条件に合致するか否かについては甲がその裁量によりこれを判断することにつき、あらかじめ異議なく同意する。」の下線部分について、費用や工期の関係もありますので、「甲乙協議のうえ、解決する」という内容への変更をお願いいたします。	提示条件に合致するか否かの判断権が甲にあることは動かさませんので、文言はこのままとしますが、実務上は、甲の判断に際して乙と協議を行うことを想定しています。
2	1	第2条	第4項	—	基本的合意	甲が準備行為に自らにかかった費用を、乙が肩代わりするのは税務上合理的ではないと考えられるため、「甲が当該準備行為に協力する場合においても、その費用は乙又は事業者の負担とする。」は削除頂けないでしょうか。	本条文は、甲が乙の行う準備行為への協力した際に、本来乙が負担すべき費用を甲が肩代わりした場合等を想定したものです。 基本的には、甲は、自らの費用負担にて可能な範囲で協力を行います。
3	2	第4条	第5項	—	事業者の設立	代表企業以外の構成員の出資義務の保証が規定されておりますが、出資者が1社の場合のみは、本項の適用はないとの理解で宜しいでしょうか。	出資者が1社の場合のみは、お見込みのとおりです。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答案
4	3	第7条	第1項	—	事業契約の不成立	「ただし、甲が第2条第4項に基づき乙の準備行為に協力し、当該協力に関して支出した費用については、乙の負担とする。」について、税務上合理的ではないと考えられるため削除頂けないでしょうか。	本条文は、甲が乙の行う準備行為への協力した際に、本来乙が負担すべき費用を甲が肩代わりした場合等を想定したものです。基本的には、甲は、自らの費用負担にて可能な範囲で協力を行います。

6 事業契約書(案)に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答案
1	3	第8条	第2項	—	本件契約等と業務内容が適合しない場合の改善義務	損害賠償責任を負う場合は、その前提となる過失責任違反があると考えますので、次のとおり下線部分を追加頂けないでしょうか。 「ただし、乙が、甲の指示等が不適當であることを知りながら、これを故意又は重過失により甲に告げなかった場合を除くものとする。」	不適當であることを知りながら告げなかった場合には、少なくとも「過失」があると考えられますので、事業契約書(案)のとおりとします。
2	4	第10条	第2項	—	一括再委託等の禁止	平成29年3月28日入札説明書等の質問の回答(第1回)6 No.1では、SPCに出資を行う構成員に対して再委託を行いたい場合については、協議を行う御回答を頂きました。具体的には、次の内容で宜しいでしょうか。 1. SPCが直接行う業務として、 ・事業全体のリスク管理 ・受付計量でのごみ処理料金徴収 ・電気料金支払い ・水道料金支払い ・燃料、油脂類の調達 2. SPCから構成員へ再委託する業務、 ・創意工夫と業務の効率化等においてメリットがあるその他の業務	左記のような場合には、協議に応じるものとします。 組合としては、「平成29年3月28日入札説明書等の質問の回答(第1回)6 No.1」にて回答しているように、事業者提案に基づき、本業務に主体的に係わるとして、SPCに出資を行う構成員に対して、本業務の一部を再委託したい場合については、協議により、再委託を認める考えです。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答案
3	7	第22条	第3項	3	処理対象物の搬入等	「なお、甲は乙が受け入れた直接搬入ごみの性状その他直接搬入ごみに起因して乙が被った被害、損失及び追加費用等、本条第1項の場合を除き負担しない。」とありますが、乙が善管注意義務を行ったにも係らず、処理不適物により施設に被害が発生した場合に、乙が合理的にそのことを説明することができれば、費用負担については協議させて頂けるものと理解して宜しいでしょうか。	乙の説明が合理的であると、甲が判断した場合には、協議を行います。
4	8	第28条		—	災害発生時等の協力	「災害発生その他不測の事態であって、甲及び乙のいずれの責めにも帰さない事由」には不可抗力も含まれるという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	9	第33条	第2項	—	本件施設の運転の停止の際の取扱い	第2項の内容は、第34条第1項の内容に含まれるという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	9	第34条	第2項	—	本件施設の運転の停止に伴う費用負担及び固定費用の減額	「業務委託料B（①固定費用）」は、事業契約書別紙内訳書にある「業務委託料B（①補修費用を除く固定費用）」と同義かどうかご教示願います。	「業務委託料B（①固定費用）」は、事業契約書別紙内訳書にある「業務委託料B（①補修費用を除く固定費用）」と同様です。
7	12	第44条	第3項	—	情報管理業務	「前項の報告、記録等の保存期間は、5年間とする。」とありますが、起算点が、報告、記録時から5年間か、運営期間満了時から5年間かその起算時をご教示願います。	運営期間満了時とお考えください。
8	12	第45条	第2項	—	ごみ質及びごみ量	「・・・乙が合理的に説明し、甲が当該説明の内容に同意した場合、乙は、その費用の増加分について、当該事業年度の最終月に精算を行うことを請求できる。」とありますが、合理的な説明という基準をクリアした場合は、組合様の同意・不同意に関係なく精算対象とさせて頂けないでしょうか。	乙の説明が合理的だと甲が納得して初めて合理的な説明という基準をクリアしたと言えますので、事業契約書（案）のとおりとします。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答案
9	13	第45条	第7項	—	ごみ質及びごみ量	「・・・乙が合理的に説明し、甲が当該説明の内容に同意した場合、乙は、その費用の増加分について、当該事業年度の最終月に精算を行うことを請求できる。」とありますが、合理的な説明という基準をクリアした場合は、組合様の同意・不同意に関係なく精算対象とさせて頂けないでしょうか。	乙の説明が合理的だと甲が納得して初めて合理的な説明という基準をクリアしたと言えますので、事業契約書（案）のとおりとします。
10	13	第46条	第2項	—	ごみ質の変動により基準値を遵守できない場合の対応	乙が処理対象物のごみ質が計画ごみ質から逸脱し、本件契約等を遵守することが困難である旨の申し立てをしても、甲が乙の申し立てが合理的であると認めない場合は、契約を遵守できない状態が続くこととなりますので、「甲が（乙の申し立てが）合理的であると認めた場合」の削除をして頂けないでしょうか。	第46条適用の前提として乙の申し立てが合理的であることが必要ですが、単に乙が申し立てをしたというだけでは、その申し立てが合理的だとは必ずしも言えませんので、事業契約書（案）のとおりとします。
11	13	第46条	第3項	—	ごみ質の変動により基準値を遵守できない場合の対応	「・・・なお、甲がプラント設備等の改造を乙以外の第三者に委託し、当該第三者の責めに帰すべき事由により、甲、本件施設又は第三者に損害が生じた場合には、乙は、その責めを負わない。」とありますが、乙に損害が生じた場合には、甲がその負担をして頂けるとい理解で宜しいでしょうか。	この場合は、乙の損害も、甲や第三者の損害も、改造を行った当該第三者が負担することになります。
12	14	第49条	第2項	—	業務委託料の支払	第33条に該当する停止が生じた場合は、第49条第2項は適用されず、第34条に基づき金銭解決するという理解で宜しいでしょうか。	第34条は、第33条の停止の場合の代替措置のために新たに生じた費用の問題です。これに対し、第49条第2項は、運転停止により支払いを免れた費用の問題です。両者は別の問題ですので、第33条・第34条に該当する場合であっても、本件施設の運転が停止している場合においては、第49条第2項は適用されます。
13	14	第51条	第2項	—	業務委託料の減額等	「業務委託料B（①固定費用）」は、事業契約書別紙内訳書にある「業務委託料B（①補修費用を除く固定費用）」と同義かどうかご教示願います。	「業務委託料B（①固定費用）」は、事業契約書別紙内訳書にある「業務委託料B（①補修費用を除く固定費用）」と同様です。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答案
14	17	第61条	第8項	—	本件契約の期間満了及び解除による終了に際しての処置	引継ぎチェックリストなどは、甲乙と協議して纏めるものと考えますが、後任事業者への引継ぎは、そのチェックリストなどに従って行い、後任事業者の理解不足等までの責任を乙は負わないという理解で宜しいでしょうか。	事業者が、後任事業者に対して、故意又は過失により怠ることなく、善管注意義務を持って、引継ぎを行ったにも係わらず、後任事業者の理解不足等があった場合には、後任事業者の理解不足等に係る責任は、乙の責任ではないと考えます。
15	19	第66条	第2項	—	備品等に関する責任	「乙が甲から支払われた業務委託料で購入又は調達した備品等の所有権は、甲に帰属するものとする。」とありますが、「備品等」の詳細について、情報開示願います。	業務委託料で購入又は調達した、居室等の電球等の消耗品のほか、補修等により、設置された設備、機器等を指します。
16	20	第71条	—	—	税金	消費税相当額及び地方消費税相当額を支払う以外の税金において、本件事業に直接影響を与える税制変更があった場合には、増加分を組合様にてご負担頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	本件事業の業態に直接影響を与える税制変更があった場合で、その増加分を組合が負担するとして合理的な範囲については、組合にて負担します。
17	20	第74条	—	—	財務支援	「乙は、乙の財務状況に、破綻又は資金不足の懸念があり、本業務の遂行について影響が生じる恐れがある場合は、乙の株主に対して、追加出資、融資等の手段による支援を要請し、必要な支援等が受けられるよう最大限の努力を行うものとする。」があり、基本協定書第4条第4項(7)では事業者への支援措置が義務付けられていると読めます。事業者への財務支援については、努力義務と理解して宜しいでしょうか。	ご理解の通り、基本協定書第4条第4項(7)では、構成員に対して事業者への支援措置が義務付けられておりますが、これは、努力義務ではありません。他方、本条は、事業者から構成員（＝乙の株主）に対する支援要請の規定であり、構成員の支援義務についての規定ではありませんので、構成員の基本協定書第4条第4項(7)の義務には影響しません。よって、本条によって、基本協定書上の構成員（＝乙の株主）の支援義務が、努力義務になることはありません。
18	30	別紙3	—	—	モニタリング実施要領等 2 モニタリングの方法 (4)業務委託料の減額等の措置 (7)減額の対象	「業務委託料B（①固定費用）」は、事業契約書別紙内訳書にある「業務委託料B（①補修費用を除く固定費用）」と同義かどうかご教示願います。	「業務委託料B（①固定費用）」は、事業契約書別紙内訳書にある「業務委託料B（①補修費用を除く固定費用）」と同様です。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答案
19	33	別紙4	—	—	不可抗力の場合の費用分担（第54条）	<p>甲乙の分担対象は、「不可抗力により本事業に関して乙に発生した追加費用（不可抗力と合理的な関連性のある追加費用であり、かつ、合理的な金額の範囲内のものを意味する。）」であって、追加費用以外に乙に生じた費用・損害を一切負担しないとあります。第54条では、「不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失又は追加費用が発生した場合」の報告を求めており、あたかも損害についても分担することを予定しているようにも読めます。別紙4の上記、下線部分を第54条に合わせて「乙に発生した損害・損失又は追加費用（不可抗力と合理的な関連性のある追加費用であり、かつ、合理的な金額の範囲内のものを意味する。）」と変更して頂けないでしょうか。</p>	<p>ご指摘の第54条第1項の報告は、同条第2項の協議をするためのきっかけとなるものです。これに対して、同条第3項及び別紙4は、その協議で合意が成立しない場合の措置を定めたものです。したがって、第54条第1項の報告内容と別紙4の記載とに違いがあっても問題はないので、事業契約書（案）のとおりとします。</p> <p>ただし、不可抗力により「乙に発生した損害・損失」が、不可抗力により設備等が破損し、それを補修するための費用であるように、不可抗力と合理的な関連性のあるものであり、かつ、合理的な金額の範囲内のものについては、追加費用に含まれると考えます。</p>

7 参考資料1に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答案
1	—	—	—	—	遠軽地区広域組合ごみ焼却施設関連施設配置図	<p>「給水増圧ポンプ場及び上水道メーター以降の給水管の維持管理は本業務に含む。」とありますが、埋設物の点検は困難であることから、維持管理業務としては、巡回と異常が発生したと思われる際の組合様への速やかな連絡が業務と考えますが宜しいでしょうか。</p>	<p>給水増圧ポンプ場及び上水道メーター以降の給水管の維持管理については、下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋設配管 日常点検、異常時の状況確認、調査、応急対応を含むこととします。ただし、修繕（水道工事）が必要なものについては含まないこととします。 ・増圧ポンプ場 本件施設の運営と密接な関係のある重要設備であるため、本件施設の他のプラント設備の維持管理と同様に、日常点検、応急対応、補修、必要ならば更新等を含むものとします。
2	—	—	—	—	遠軽地区広域組合ごみ焼却施設関連施設配置図	<p>給水増圧ポンプにおいて、ポンプ場の構造・環境（凍結、結露等）に起因する故障等は、事業者側の落ち度ではなく、設計瑕疵の扱いと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>設計瑕疵が明らかな場合には、お見込みのとおりです。ただし、当然のことながら、維持管理においても、凍結、結露が発生しないよう努めてください。</p>

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答案
3	—	—	—	—	遠軽地区広域組合ごみ焼却施設関連施設配置図	給水増圧ポンプ場のユーティリティ（電気代）は本件業務範囲外との理解で宜しいでしょうか。	含むものとお考えください。
4	—	—	—	—	遠軽地区広域組合ごみ焼却施設関連施設配置図	給水増圧ポンプ場の管理について、常駐施設ではない為、常時監視ではなく定期巡回との理解で宜しいでしょうか。その場合、不具合及び警報等の発生確認は巡回時のみとなりますが宜しいでしょうか。	ごみ焼却施設の監視装置に給水増圧ポンプ場の状態監視・警報を取り込んでおります。中央操作室における状態監視と定期巡回及び、異常があった場合の現地確認・対応を行うものとお考えください。
5	—	—	—	—	全体計画平面図	「植栽等の管理及び除雪の範囲は敷地（赤枠）の範囲とする。」とありますが、これ以外の管理業務である警備の範囲については新ごみ焼却施設の機械警備と考えて宜しいでしょうか。（具体的な範囲を図示願います。）	警備について、建物内においては、お見込みのとおりです。ただし、敷地全体としては、不法投棄や不法侵入等がないよう対策を行うものとお考えください。
6	—	—	—	—	全体計画平面図	調整池について、具体的な業務内容は、雨水流入状況及び沈砂部の目視確認、草刈、排水トラフ並びに柵の清掃程度と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	—	—	—	—	全体計画平面図	「可燃ごみ焼却処理以外の業務」において、事業範囲外の敷地における動線他の経年使用による補修は事業範囲外と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	—	—	—	—	可燃ごみ焼却処理以外の業務	可燃性粗大ごみ並びに資源物については、種別毎の計量は行わずにそれぞれ一括項目としての計量という認識で宜しいでしょうか。	可燃性ごみと可燃性粗大ごみは分けることとしてください。なお、資源物は一括で良いこととします。
9	—	—	—	—	可燃ごみ焼却処理以外の業務	粗大ごみ破碎エリアについて、今後具体的な寸法明示があるとの認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

9 現地見学会に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答案
1	—	—	—	—	植栽、除雪ほか	事業範囲敷地外の遠軽町殿敷地において、植栽管理並びに除雪、道路維持管理は遠軽町様の所掌と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。